

平成 27 年度 都道府県労働局雇用均等室での法施行状況

～ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する
相談、是正指導、紛争解決の援助の状況を取りまとめ～

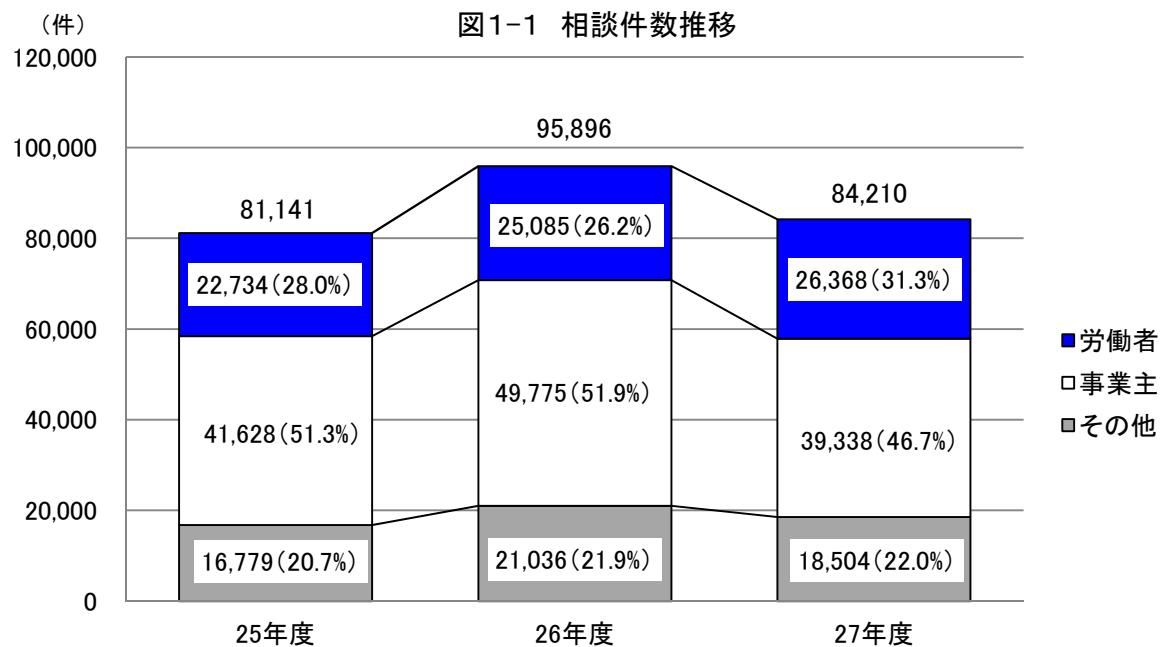
※都道府県労働局の組織見直しを行い、平成 28 年4月1日から「雇用均等室」は「雇用環境・均等部(室)」にな
りました。

1 雇用均等室で取り扱った相談、是正指導の状況・総数

(1) 雇用均等室への相談

- ◆ 平成 27 年度に雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタ
イム労働法に関する相談は、84,210 件。
- ◆ 労働者からの相談は、2 年連続の増加。

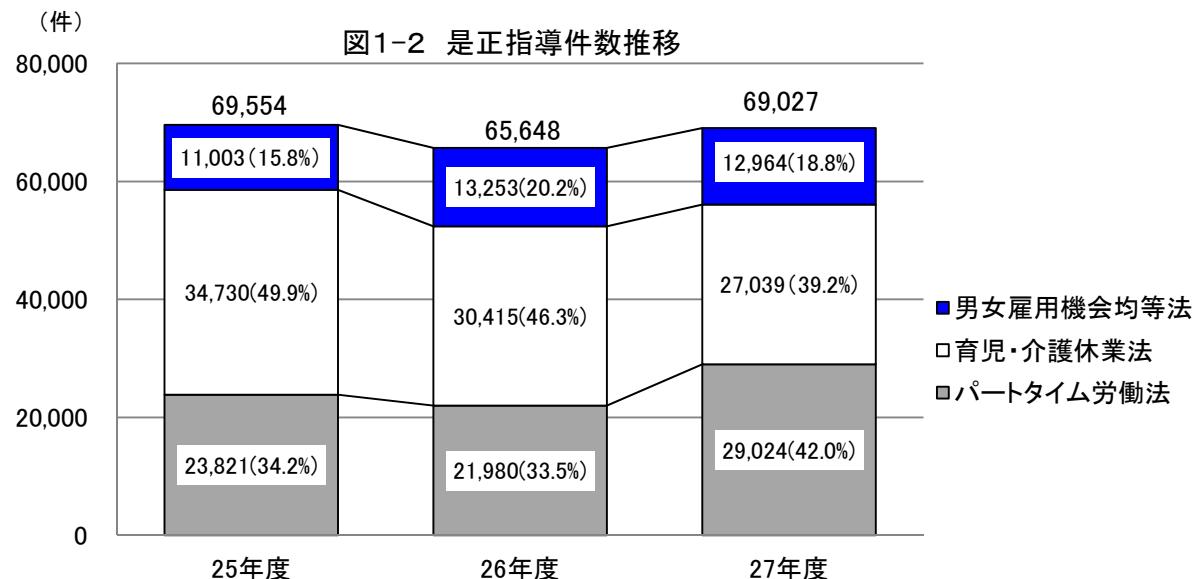
○相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が 39,338 件 (46.7%)、労働者からの相談が 26,368
件 (31.3%) となっている (図 1-1)。



(2) 雇用均等室が行った是正指導

- ◆ 雇用均等室が行った男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する是正指導は、69,027 件。

○雇用均等室が行った是正指導の内訳は、「パートタイム労働法関係」が 29,024 件 (42.0%) と最も多く、次いで「育児・介護休業法関係」が 27,039 件 (39.2%)、「男女雇用機会均等法関係」が 12,964 件 (15.8%) となっている（図 1-2）。



2 男女雇用機会均等法の施行状況

(1) 雇用均等室への相談

- ◆ 相談件数は 23,371 件で、労働者からの相談が約半数を占めている。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関する相談が最も多く、次いで婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談が多くなっている。
- ◆ 婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する労働者からの相談が、前年度比約2割増加。

○平成 27 年度に、雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談は、23,371 件であった（図 2-1、表 2-1-1）。

○相談者の内訳を見ると、労働者からの相談が 12,255 件であり、全体の 52.4% を占めている。

○相談内容別にみると、「第11条関係（セクシュアルハラスメント）」が最も多く 9,580 件（41.0%）、次いで「第 9 条関係（婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い）」が 4,776 件（20.4%）、

「第 12 条、13 条関係（母性健康管理）」が 3,417 件（14.6%）となっている（表 2-1-1）。

○労働者からの相談を内容別にみると、「第 11 条関係（セクシュアルハラスメント）」が最も多く 6,827 件（55.7%）、次いで「第 9 条関係（婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い）」が 2,650 件（21.6%）、「第 12 条、13 条関係（母性健康管理）」が 1,364 件（11.1%）となっている（表 2-1-2）。「第 11 条関係（セクシュアルハラスメント）」が前年度比 7 % 減少し、「第 9 条関係（婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い）」が前年度比 17.7 % 増加した。

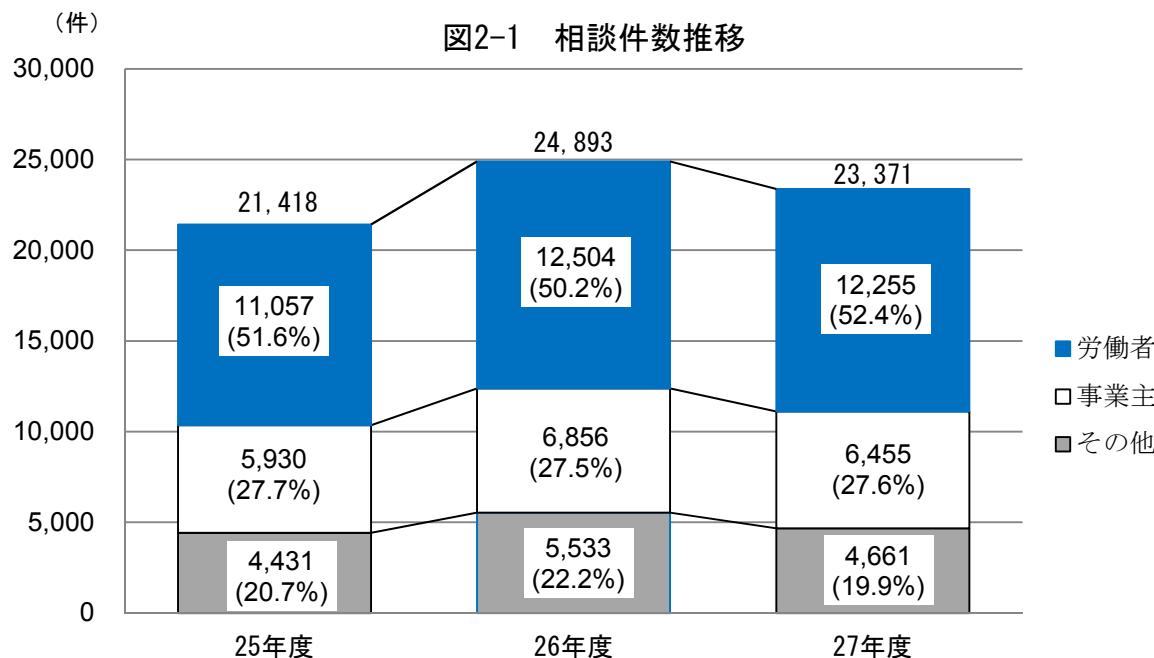


表2-1-1 相談内容の内訳の推移(労働者、事業主、その他からの相談合計) (件)

	25年度	26年度	27年度
第5条関係(募集・採用)	1,119 (5.2%)	1,165 (4.7%)	1,018 (4.4%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	566 (2.6%)	562 (2.3%)	458 (2.0%)
第7条関係(間接差別)	314 (1.5%)	479 (1.9%)	60 (0.3%)
第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	3,663 (17.1%)	4,028 (16.2%)	4,776 (20.4%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	9,230 (43.1%)	11,289 (45.4%)	9,580 (41.0%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	3,416 (15.9%)	3,468 (13.9%)	3,417 (14.6%)
第14条関係(ポジティブ・アクション)	579 (2.7%)	878 (3.5%)	1,329 (5.7%)
その他	2,531 (11.8%)	3,024 (12.1%)	2,733 (11.7%)
合計	21,418 (100.0%)	24,893 (100.0%)	23,371 (100.0%)

表2-1-2 うち労働者からの相談内容の内訳の推移 (件)

	25年度	26年度	27年度
第5条関係(募集・採用)	206 (1.9%)	196 (1.6%)	136 (1.1%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	235 (2.1%)	246 (2.0%)	214 (1.7%)
第7条関係(間接差別)	18 (0.2%)	13 (0.1%)	5 (0.0%)
第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	2,090 (18.9%)	2,251 (18.0%)	2,650 (21.6%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	6,183 (55.9%)	7,343 (58.7%)	6,827 (55.7%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	1,281 (11.6%)	1,308 (10.5%)	1,364 (11.1%)
第14条関係(ポジティブ・アクション)	18 (0.2%)	38 (0.3%)	7 (0.1%)
その他	1,026 (9.3%)	1,109 (8.9%)	1,052 (8.6%)
合計	11,057 (100.0%)	12,504 (100.0%)	12,255 (100.0%)

(2) 雇用均等室が行った是正指導(男女雇用機会均等法第29条)

- ◆ 雇用管理の実態把握を行った7,455事業所のうち、何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された5,804事業所(77.9%)に対し、12,964件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項は、セクシュアルハラスメントに関する指導が最も多く、次いで母性健康管理に関する指導が多くなっている。

○指導事項の内容は、「第11条関係(セクシュアルハラスメント)」の7,596件(58.6%)が最も多く、次いで「第12条、13条関係(母性健康管理)」5,065件(39.1%)となっている(表2-2)。

(件) 図2-2 是正指導件数の推移

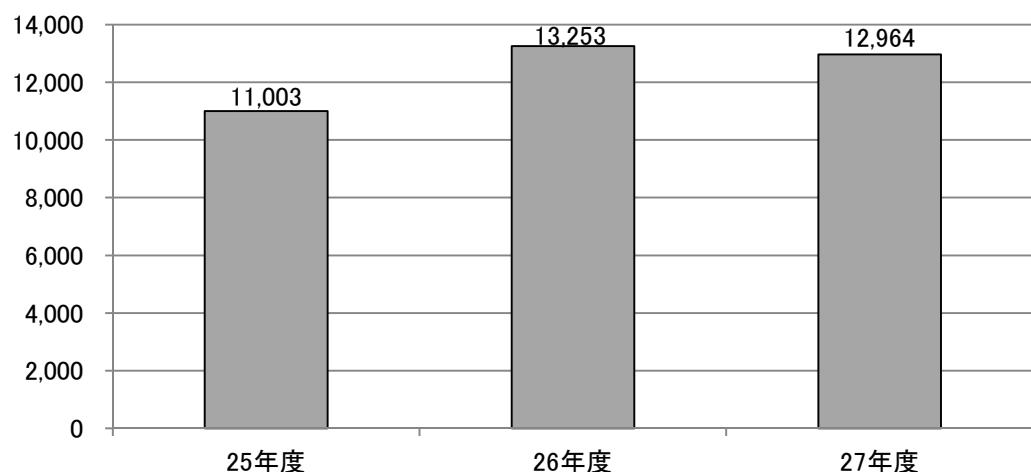


表2-2 是正指導件数の推移 (件)

	25年度	26年度	27年度
第5条関係(募集・採用)	195 (1.8%)	191 (1.4%)	153 (1.2%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	112 (1.0%)	93 (0.7%)	59 (0.5%)
第7条関係(間接差別)	2 (0.0%)	5 (0.0%)	3 (0.0%)
第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	28 (0.3%)	30 (0.2%)	84 (0.6%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	6,559 (59.6%)	8,021 (60.5%)	7,596 (58.6%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	4,101 (37.3%)	4,908 (37.0%)	5,065 (39.1%)
その他	6 (0.1%)	5 (0.0%)	4 (0.0%)
合計	11,003 (100.0%)	13,253 (100.0%)	12,964 (100.0%)

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(男女雇用機会均等法第17条)

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は346件。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関する事案が最も多く、次いで、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する事案となっている。
- ◆ 援助を終了した事案の約7割が解決。

○労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は346件であった(図2-3、表2-3)。

○申立の内容をみると「第11条関係(セクシュアルハラスメント)」が172件(49.7%)と最も多く、次いで「第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)」157件(45.4%)となっている。

○平成27年度中に援助を終了した366件のうち、約7割の254件について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決をみている。

図2-3 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移 (件)

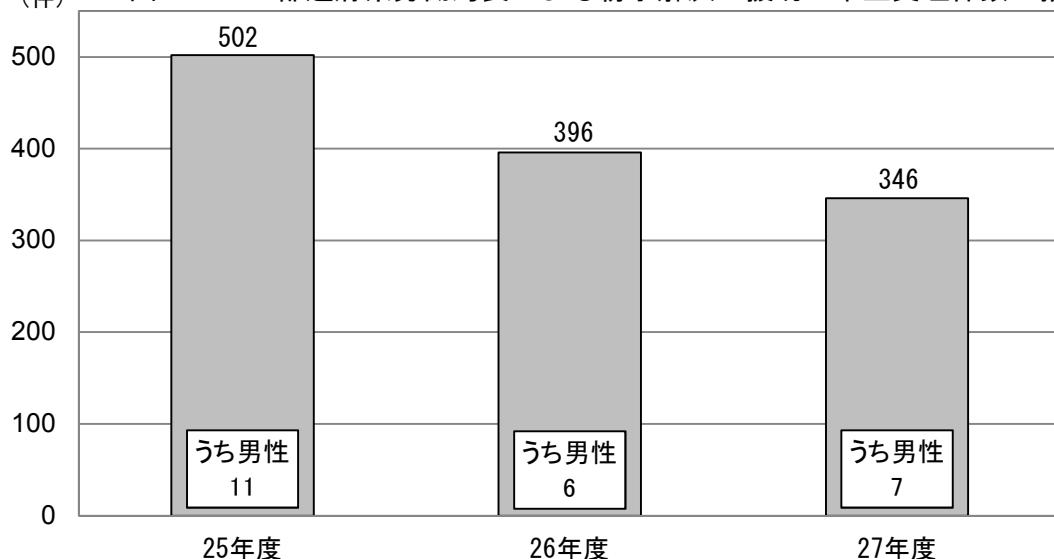


表2-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

(件)

	25年度	26年度	27年度
第5条関係(募集・採用)	4 (0.8%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	6 (1.2%)	6 (1.5%)	9 (2.6%)
第7条関係(間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	213 (42.4%)	191 (48.2%)	157 (45.4%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	248 (49.4%)	182 (46.0%)	172 (49.7%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	31 (6.2%)	14 (3.5%)	8 (2.3%)
合計	502 (100.0%)	396 (100.0%)	346 (100.0%)

② 機会均等調停会議による調停(男女雇用機会均等法第18条)

- ◆ 調停申請受理件数は58件。

○申請の内容をみると、「第11条関係(セクシュアルハラスメント)」が33件(56.9%)と最も多く、次いで「第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)」20件(34.5%)となっている(表2-4)。

○調停の実施結果を見ると、調停を開始した56件(前年度申請受理案件を含む)のうち調停案の受諾勧告を行ったものは32件で、そのうち30件が調停案を双方受諾し、解決に至っている。

図2-4 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

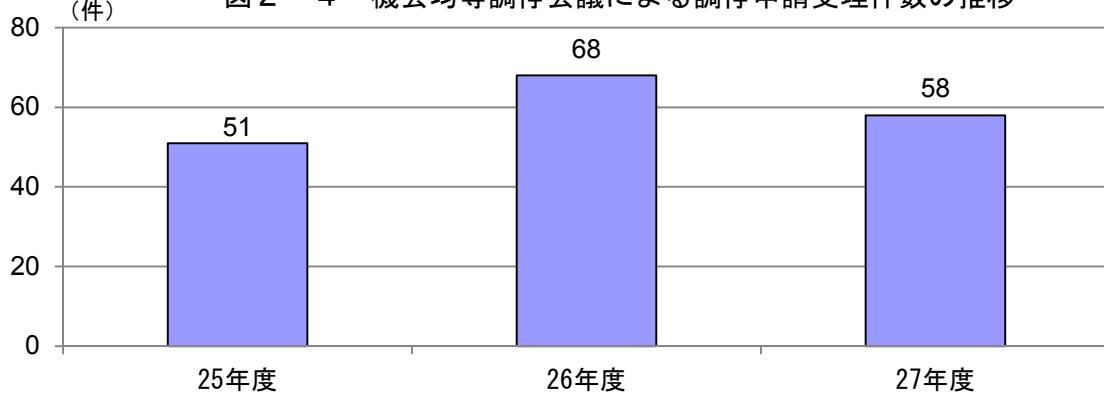


表2-4 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

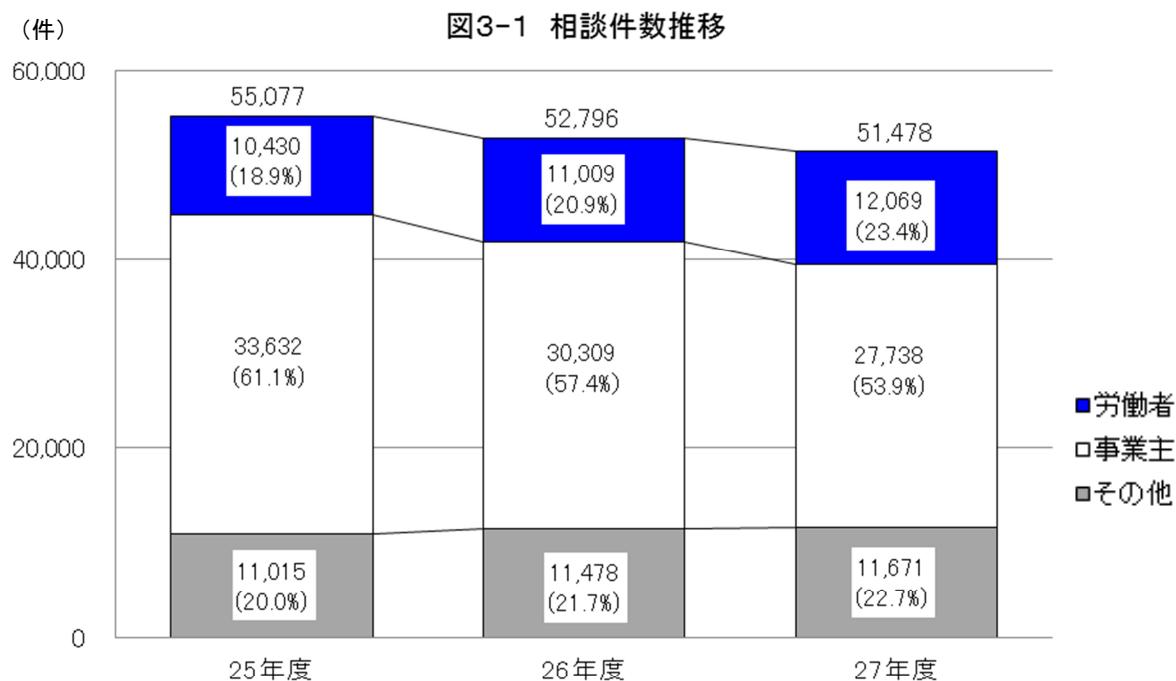
(件)

	25年度	26年度	27年度
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	1 (2.0%)	3 (4.4%)	4 (6.9%)
第7条関係(間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	11 (21.6%)	18 (26.5%)	20 (34.5%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	37 (72.5%)	44 (64.7%)	33 (56.9%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	2 (3.9%)	3 (4.4%)	1 (1.7%)
合計	51 (100.0%)	68 (100.0%)	58 (100.0%)

3 育児・介護休業法の施行状況

(1) 雇用均等室への相談

- ◆ 相談件数は 51,478 件。事業主からの相談は減少したが、労働者からの相談件数は増加。
- ◆ 労働者からの相談のうち、育児休業に係る不利益取扱いの相談が引き続き最多。
- ◆ 介護休業等に係る不利益取扱いの相談は、2年連続で増加。



○相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が 27,738 件であり、全体の 53.9% を占めている。また、労働者からの相談は 12,069 件である（図 3-1）。

○相談内容別にみると、育児関係では「第 5 条関係（育児休業）」が 15,128 件（37.9%）で最も多く、次いで「第 23 条第 1 項、第 23 条第 2 項関係（所定労働時間の短縮措置等）」7,770 件（19.5%）、「第 10 条、第 16 条の 4、第 16 の 9、第 18 条の 2、第 20 条の 2、第 23 条の 2、第 52 条の 4 関係（不利益取扱い）」3,554 件（8.9%）となっている（表 3-1）。

○介護関係では、「第 11 条関係（介護休業）」が 4,187 件（36.3%）、「第 16 条の 5、第 16 条の 6 関係（介護休暇）」2,261 件（19.6%）、「第 23 条第 3 項関係（所定労働時間の短縮措置等）」1,780 件（15.4%）の順となっている。また、「第 16 条、第 16 条の 7、第 18 条の 2、第 20 条の 2、第 23 条の 2 関係（不利益取扱い）」については、2 年連続で増加している（表 3-1）。

○労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する相談の内容を見ると、育児関係では「第 10 条関係（育児休業に係る不利益取扱い）」が 1,619 件（30.7%）と引き続き最も多く、全体の 3 割近くを占めている。また、介護関係では、「第 11 条関係（介護休業）」が 200 件（43.9%）と最も多い（参考資料 2（2））。

○「第5条関係（育児休業）」と「第10条関係（育児休業に係る不利益取扱い）」に関する相談について、労働者の雇用形態別でみると、契約期間の定めのない労働者は、相談内容の57.7%が「第10条関係（育児休業に係る不利益取扱い）」であるのに対し、契約期間の定めがある労働者については、64.6%が「第5条関係（育児休業）」であり、後者については育休取得に向けた相談割合が高くなっている（表3-2）。

表3-1 相談内容の内訳の推移(労働者、事業主、その他からの相談合計)

(件)

		25年度	26年度	27年度
育児関係	第5条関係(育児休業)	13,613 (33.3%)	14,341 (35.6%)	15,128 (37.9%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	3,340 (8.2%)	2,955 (7.3%)	2,882 (7.2%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	2,768 (6.8%)	2,869 (7.1%)	3,554 (8.9%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	2,597 (6.4%)	2,253 (5.6%)	2,217 (5.6%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	2,076 (5.1%)	1,833 (4.6%)	1,758 (4.4%)
	第19条関係(深夜業の制限)	2,036 (5.0%)	1,850 (4.6%)	1,784 (4.5%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	8,617 (21.1%)	8,235 (20.4%)	7,770 (19.5%)
	*注1			
	第24条第1項(所定労働時間の短縮措置等) *注2	1,136 (2.8%)	1,243 (3.1%)	871 (2.2%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	221 (0.5%)	231 (0.6%)	204 (0.5%)
介護関係	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	652 (1.6%)	515 (1.3%)	546 (1.4%)
	その他	3,822 (9.3%)	3,958 (9.8%)	3,189 (8.0%)
	小計	40,878 (100.0%)	40,283 (100.0%)	39,903 (100.0%)
	第11条関係(介護休業)	4,521 (32.0%)	4,171 (33.5%)	4,187 (36.3%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	2,782 (19.7%)	2,399 (19.3%)	2,261 (19.6%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	84 (0.6%)	115 (0.9%)	132 (1.1%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	1,380 (9.8%)	1,113 (8.9%)	1,033 (9.0%)
	第20条関係(深夜業の制限)	1,359 (9.6%)	1,116 (9.0%)	985 (8.5%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等) *注3	2,262 (16.0%)	1,996 (16.0%)	1,780 (15.4%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等) *注4	254 (1.8%)	207 (1.7%)	153 (1.3%)
職業家庭両立推進者	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	47 (0.3%)	39 (0.3%)	27 (0.2%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	369 (2.6%)	240 (1.9%)	235 (2.0%)
	その他	1,052 (7.5%)	1,059 (8.5%)	739 (6.4%)
	小計	14,110 (100.0%)	12,455 (100.0%)	11,532 (100.0%)
	合計	55,077	52,796	51,478

*注1 3歳に満たない子を養育する労働者に関する措置

*注2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置

*注3 対象家族を介護する労働者に関する措置

*注4 家族(対象家族及び一定の親族)を介護する労働者に関する措置 以下同じ

表3-2 雇用形態別相談の相談内容の内訳

(件)

相談内容	雇用形態別	契約期間の定めのない労働者	契約期間の定めがある労働者
第5条関係(育児休業)		877 (42.3%)	690 (64.6%)
第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)		1,198 (57.7%)	378 (35.4%)
合 計		2,075 (100%)	1,068 (100%)

(2) 雇用均等室が行った是正指導(育児・介護休業法第 56 条)

- ◆ 6,916 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された 6,745 事業所 (97.5 %) に対し、27,039 件の是正指導を実施。
- ◆ 是正指導を受けた事業所のうち、9割以上が年度内に是正。

○指導内容としては、育児関係では、「第 23 条第 1 項、第 23 条第 2 項関係（所定労働時間の短縮措置等）」が 3,321 件 (22.4%)、「第 5 条関係（育児休業）」が 2,779 件 (18.7%)、介護関係では、「第 23 条第 3 項関係（所定労働時間の短縮措置等）」が 2,401 件 (30.3%)、「第 11 条関係（介護休業）」が 1,707 件 (21.5%) となっている（表 3-3）。

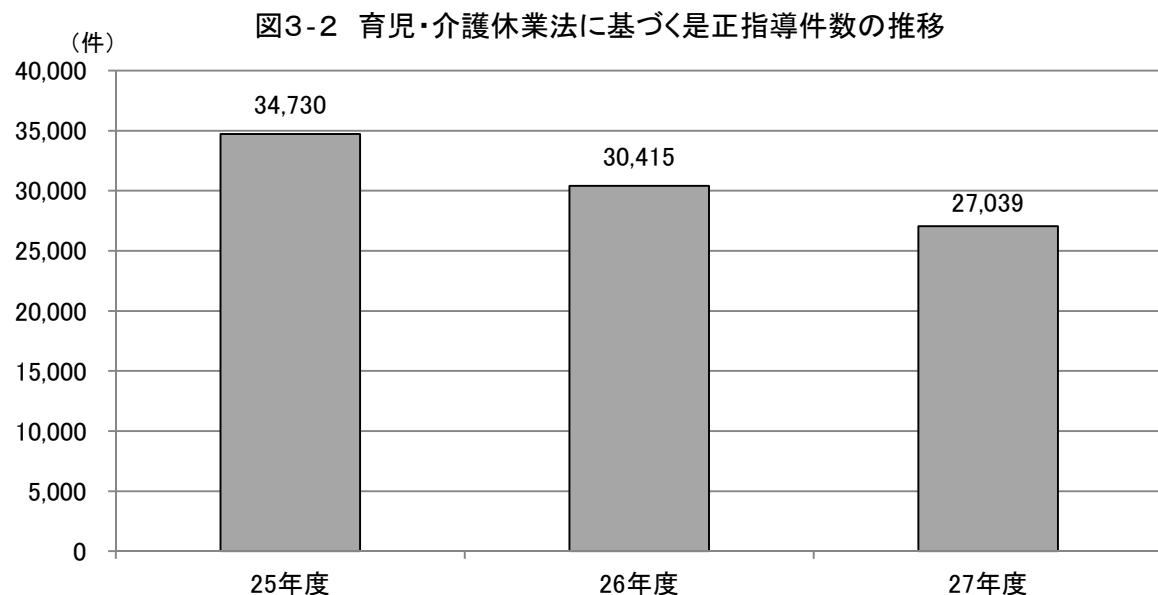


表3-3 是正指導件数の推移

(件)

		25年度	26年度	27年度
育児関係	第5条関係(育児休業)	3,749 (18.8%)	3,170 (18.9%)	2,779 (18.7%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	2,892 (14.5%)	2,119 (12.6%)	1,892 (12.7%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	33 (0.2%)	19 (0.1%)	49 (0.3%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	2,282 (11.5%)	1,913 (11.4%)	1,635 (11.0%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	2,957 (14.8%)	2,379 (14.2%)	2,092 (14.1%)
	第19条関係(深夜業の制限)	951 (4.8%)	806 (4.8%)	771 (5.2%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	4,211 (21.1%)	3,898 (23.3%)	3,321 (22.4%)
	第24条第1項(所定労働時間の短縮措置等)	2,553 (12.8%)	2,229 (13.3%)	2,094 (14.1%)
介護関係	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	292 (1.5%)	229 (1.4%)	216 (1.5%)
	小計	19,921 (100.0%)	16,762 (100.0%)	14,849 (100.0%)
	第11条関係(介護休業)	2,094 (21.2%)	1,909 (21.0%)	1,707 (21.5%)
	第16条の5、第16条の6関係(介護休暇)	2,245 (22.7%)	1,851 (20.3%)	1,566 (19.8%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	21 (0.2%)	8 (0.1%)	12 (0.2%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	1,231 (12.5%)	1,112 (12.2%)	979 (12.4%)
	第20条関係(深夜業の制限)	954 (9.7%)	808 (8.9%)	769 (9.7%)
職業家庭両立推進者	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	2,888 (29.2%)	2,794 (30.7%)	2,401 (30.3%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	410 (4.2%)	603 (6.6%)	476 (6.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	34 (0.3%)	18 (0.2%)	14 (0.2%)
	小計	9,877 (100.0%)	9,103 (100.0%)	7,924 (100.0%)
	職業家庭両立推進者	4,932	4,550	4,266
	合計	34,730	30,415	27,039

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(育児・介護休業法第52条の4)

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は221件で、うち育児休業に関する不利益取扱いが114件と最多。
- ◆ 介護休業等に係る不利益取扱いに関する援助申立て件数が増加し、介護関係の事案の5割と最多。
- ◆ 援助を終了した事案の8割近くが解決。

○申立ての内容をみると、育児関係では「第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)」が114件(54.5%)と最も多く、次いで「第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))」及び「第5条関係(期間雇用者の育児休業)」がいずれも24件(11.5%)となっている(表3-4)。

○介護関係では、「第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)」が増加しており、6件(50.0%)と最も多く、次いで「第26条関係(労働者の配置に関する配慮)」が3件(25.0%)となっている(表3-4)。

○平成27年度中に援助を終了した234件のうち、182件(77.8%)について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決に至っている。

図3-3 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

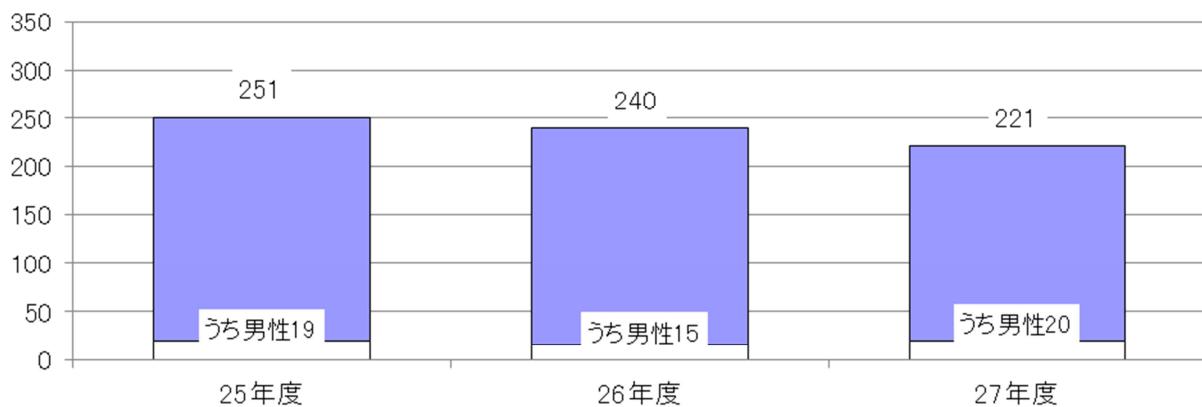


表3-4 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

	25年度	26年度	27年度	
育児関係	第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	30 (12.3%)	25 (10.8%)	24 (11.5%)
	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	36 (14.8%)	30 (13.0%)	24 (11.5%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
	第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)	132 (54.3%)	138 (59.7%)	114 (54.5%)
	第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(育児休業以外に係る不利益取扱い)	22 (9.1%)	15 (6.5%)	16 (7.7%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)
	第19条関係(深夜業の制限)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	9 (3.7%)	11 (4.8%)	16 (7.7%)
介護関係	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	12 (4.9%)	9 (3.9%)	12 (5.7%)
	小計	243 (100.0%)	231 (100.0%)	209 (100.0%)
	第11条関係(介護休業、期間雇用者の休業関係を除く)	1 (12.5%)	3 (33.3%)	2 (16.7%)
	第11条関係(期間雇用者の介護休業)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	2 (25.0%)	2 (22.2%)	1 (8.3%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	2 (25.0%)	2 (22.2%)	6 (50.0%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第20条関係(深夜業の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	3 (37.5%)	1 (11.1%)	3 (25.0%)
	小計	8 (100.0%)	9 (100.0%)	12 (100.0%)
合計	251	240	221	

② 両立支援調停会議による調停(育児・介護休業法第52条の5)

- ◆ 両立支援調停会議による調停の申請受理件数は5件。

- 申請の内容は、「育児休業等に係る不利益取扱い」及び「介護休業」がそれぞれ2件、「労働者の配置に関する配慮(育児関係)」が1件であった。(図3-4、表3-5)。
- 調停の実施結果をみると、調停を開始した4件のうち調停案の受諾勧告を行ったものは3件で、そのうち1件について調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。

(件)

図3-4 両立支援調停会議による調停申請受理件数の推移

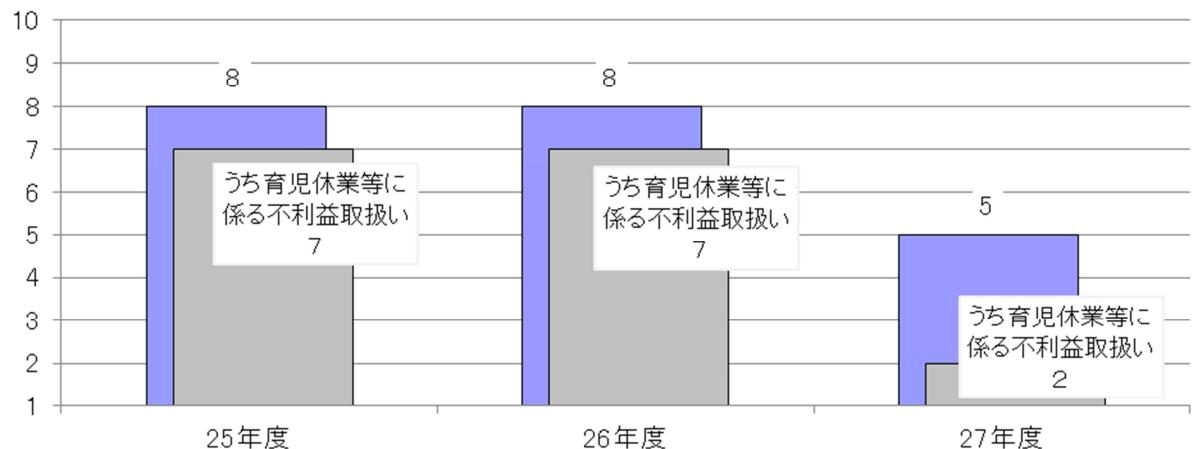


表3-5 両立支援調停会議による調停申請受理件数の推移

(件)

		25年度	26年度	27年度
育児関係	第5条関係(期間雇用者の育児休業を除く)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)	3 (42.9%)	7 (87.5%)	0 (0.0%)
	第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(育児休業以外に係る不利益取扱い)	4 (57.1%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	小計	7 (100.0%)	8 (100.0%)	3 (100.0%)
介護関係	第11条関係(期間雇用者に係る介護休業を除く)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
	第16条の5、第16条の6関係(介護休暇)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	小計	1 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (0.0%)
合計		8	8	5

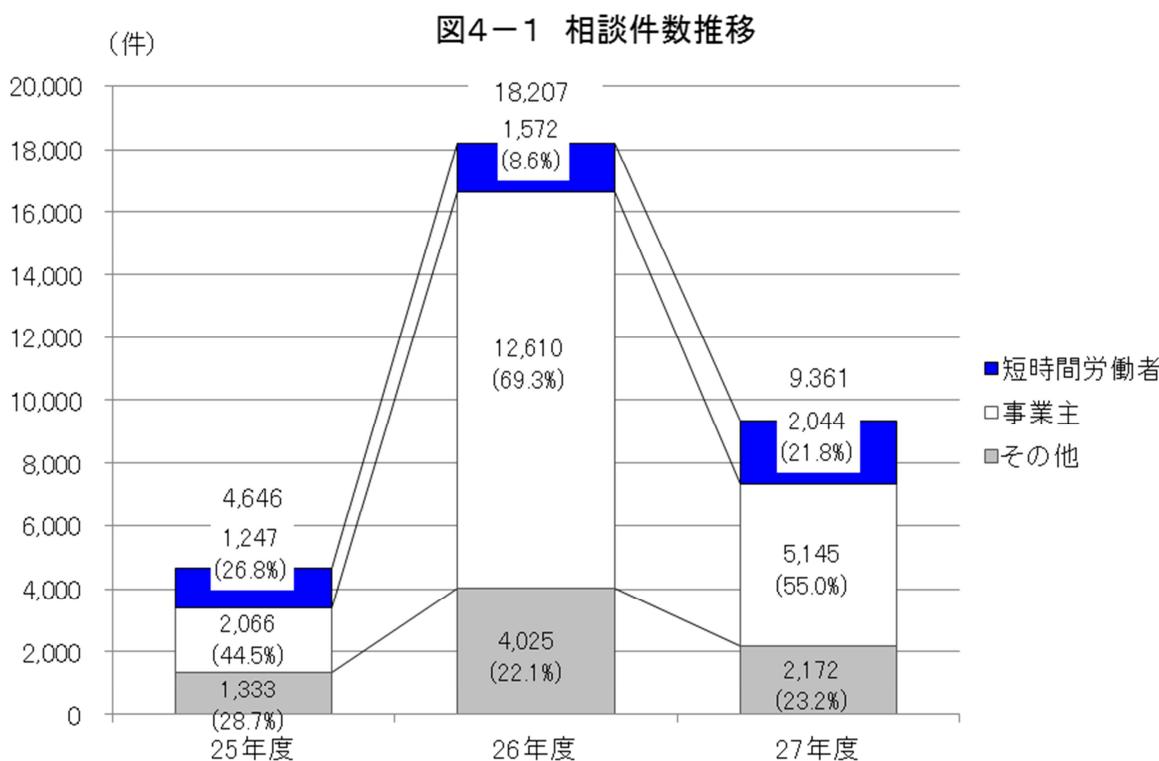
4 パートタイム労働法の施行状況

(1) 雇用均等室への相談

◆ 相談件数は9,361件で、事業主からの相談が半数を占めているが、短時間労働者からの相談は平成26年の法改正(平成27年4月施行)を契機に増加傾向。

○平成27年度に雇用均等室に寄せられたパートタイム労働法に関する相談は9,361件であった(図4-1、表4-1)。

○相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が5,145件であり、全体の55.0%を占めている。また、短時間労働者からの相談は2,044件(21.8%)で、平成26年度より1.35倍の増となっている。(図4-1、表4-2)。



○相談内容別にみると、「指針関係」と「その他」を除くパートタイム労働法の規定に関しては、「第6条関係(労働条件の文書交付等)」が1,745件(18.6%)で最も多く、次いで「第16条関係(相談のための体制の整備)」1,195件(12.8%)、「第14条第1項関係(措置の内容の説明)」880件(9.4%)、「第13条関係(通常の労働者への転換)」873件(9.3%)となっている(表4-1)。

○短時間労働者からの相談については、「第6条関係(労働条件の文書交付等)」が247件(12.1%)で最も多く、次いで「第16条関係(相談のための体制の整備)」213件(10.4%)、「第14条第2項(待遇に関する説明)」193件(9.4%)となっている。(表4-2)

○「第6条関係(労働条件の文書交付等)」、「第14条第1項関係(措置の内容の説明)」及び「第16条関係(相談のための体制の整備)」は、平成26年に改正されたパートタイム労働法の改正内容に係る条項であり、改正により相談が増加したと考えられる。

表4-1 相談内容の内訳の推移(短時間労働者、事業主、その他からの相談合計)

(件)

	25年度	26年度	27年度
第6条関係(労働条件の文書交付等)	686 (14.8%)	922 (5.1%)	1,745 (18.6%)
第7条関係(就業規則の作成手続)	122 (2.6%)	139 (0.8%)	103 (1.1%)
第8条関係(短時間労働者の待遇の原則)			243 (2.6%)
第9条関係(差別的取扱いの禁止) (旧第8条)	292 (6.3%)	906 (5.0%)	754 (8.1%)
第10条関係(賃金の均衡待遇) (旧第9条)	440 (9.5%)	736 (4.0%)	503 (5.4%)
第11条関係(教育訓練) (旧第10条)	77 (1.7%)	171 (0.9%)	181 (1.9%)
第12条関係(福利厚生施設) (旧第11条)	89 (1.9%)	163 (0.9%)	177 (1.9%)
第13条関係(通常の労働者への転換) (旧第12条)	802 (17.3%)	1,103 (6.1%)	873 (9.3%)
第14条第1項関係(措置の内容の説明)			880 (9.4%)
第14条第2項関係(待遇に関する説明) (旧第13条)	375 (8.1%)	543 (3.0%)	451 (4.8%)
第15条関係(指針) (旧第14条)	397 (8.5%)	711 (3.9%)	637 (6.8%)
第16条関係(相談のための体制の整備)			1,195 (12.8%)
第17条関係(短時間雇用管理者) (旧第15条)	147 (3.2%)	173 (1.0%)	156 (1.7%)
その他(年休、解雇、社会保険等)	1,219 (26.2%)	12,640 (69.4%)	1,463 (15.6%)
合計	4,646 (100.0%)	18,207 (100.0%)	9,361 (100.0%)

※注 ()内の旧条項は、平成25・26年度における改正前のパートタイム労働法の条項を指す。(以下同じ)

表4-2 うち短時間労働者からの相談内容の内訳の推移

(件)

	25年度	26年度	27年度
第6条関係(労働条件の文書交付等)	238 (19.1%)	170 (10.8%)	247 (12.1%)
第7条関係(就業規則の作成手続)	10 (0.8%)	9 (0.6%)	12 (0.6%)
第8条関係(短時間労働者の待遇の原則)			39 (1.9%)
第9条関係(差別的取扱いの禁止) (旧第8条)	60 (4.8%)	112 (7.1%)	163 (8.0%)
第10条関係(賃金の均衡待遇) (旧第9条)	104 (8.3%)	125 (8.0%)	150 (7.3%)
第11条関係(教育訓練) (旧第10条)	14 (1.1%)	35 (2.2%)	47 (2.3%)
第12条関係(福利厚生施設) (旧第11条)	15 (1.2%)	21 (1.3%)	37 (1.8%)
第13条関係(通常の労働者への転換) (旧第12条)	162 (13.0%)	127 (8.1%)	162 (7.9%)
第14条第1項関係(措置の内容の説明)			159 (7.8%)
第14条第2項関係(待遇に関する説明) (旧第13条)	138 (11.1%)	173 (11.0%)	193 (9.4%)
第15条関係(指針) (旧第14条)	98 (7.9%)	137 (8.7%)	150 (7.3%)
第16条関係(相談のための体制の整備)			213 (10.4%)
第17条関係(短時間雇用管理者) (旧第15条)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	12 (0.6%)
その他(年休、解雇、社会保険等)	406 (32.6%)	663 (42.2%)	460 (22.5%)
合計	1,247 (100.0%)	1,572 (100.0%)	2,044 (100.0%)

(2) 雇用均等室が行った是正指導(パートタイム労働法第18条)

- ◆ 9,080事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム労働法違反が確認された8,286事業所(91.3%)に対し、29,024件の是正指導を実施。
- ◆ 是正指導を受けた事業所のうち、9割以上が年度内に是正。

○指導事項としては、「第6条関係(労働条件の文書交付等)」が6,343件(21.9%)「第13条関係(通常の労働者への転換)」が4,401件(15.2%)、「第14条第1項関係(措置の内容の説明)」が3,982件(13.7%)となっている。(図4-2、表4-3)

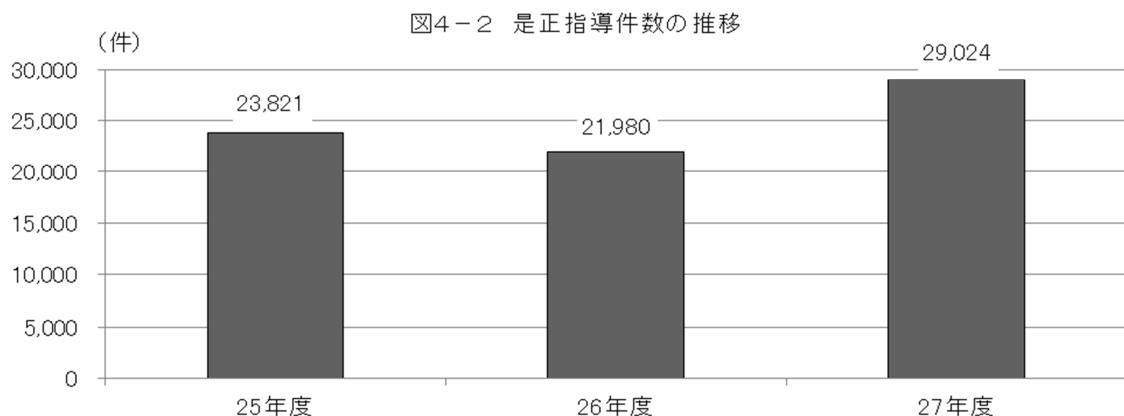


表4-3 是正指導件数の推移

(件)

	25年度	26年度	27年度
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	5,013 (21.0%)	4,739 (21.6%)	6,343 (21.9%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	3,417 (14.3%)	3,212 (14.6%)	3,511 (12.1%)
第9条関係 (差別の取扱いの禁止) (旧第8条)	3 (0.0%)	3 (0.0%)	5 (0.0%)
第10条関係 (賃金の均衡待遇) (旧第9条)	1,637 (6.9%)	1,155 (5.3%)	1,119 (3.9%)
第11条関係 (教育訓練) (旧第10条)	151 (0.6%)	123 (0.6%)	79 (0.3%)
第12条関係 (福利厚生施設) (旧第11条)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
第13条関係 (通常の労働者への転換) (旧第12条)	5,752 (24.1%)	5,032 (22.9%)	4,401 (15.2%)
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)			3,982 (13.7%)
第14条第2項関係 (待遇に関する説明) (旧第13条)	4 (0.0%)	11 (0.1%)	9 (0.0%)
第16条関係 (相談のための体制の整備)			2,711 (9.3%)
第17条関係 (短時間雇用管理者の選任) (旧第15条)	3,432 (14.4%)	3,494 (15.9%)	2,726 (9.4%)
その他 (指針等)	4,410 (18.5%)	4,211 (19.2%)	4,137 (14.3%)
合計	23,821 (100.0%)	21,980 (100.0%)	29,024 (100.0%)

(3) 紛争解決の援助(パートタイム労働法第24条、25条)

- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は1件、均衡待遇調停会議による調停申請受理件数はなし。

○労働者からの申立であり、「第9条関係（差別的取扱いの禁止）」の1件である（表4-4）。

表4-4 紛争解決の援助申立・申請受理件数の推移

(件)

	労働局長による援助の申立 受理件数(法第24条)			均衡待遇調停会議による調 停申請受理件数(法第25 条)		
	25年度	26年度	27年度	25年度	26年度	27年度
第9条関係 (差別的取扱いの禁止) (旧第8条)	2	0	1	0	1	0
第13条関係 (通常の労働者への転換) (旧第12条)	1	1	0	0	0	0
第14条第2項関係 (待遇に関する説明) (旧第13条)	0	1	0	0	0	0
合計	3	2	1	0	1	0

相談者別相談内容の内訳

1 男女雇用機会均等法関係

相談者別相談内容の内訳(平成27年度)

	女性労働者	男性労働者	事業主	その他	(件)合計
第5条関係 (募集・採用)	58 (0.5%)	78 (9.6%)	407 (6.3%)	475 (10.2%)	1,018 (4.4%)
第6条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	179 (1.6%)	35 (4.3%)	119 (1.8%)	125 (2.7%)	458 (2.0%)
第7条関係 (間接差別)	4 (0.0%)	1 (0.1%)	40 (0.6%)	15 (0.3%)	60 (0.3%)
第9条関係 (婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	2,644 (23.1%)	6 (0.7%)	1,152 (17.8%)	974 (20.9%)	4,776 (20.4%)
第11条関係 (セクシュアルハラスメント)	6,185 (54.1%)	642 (78.8%)	1,170 (18.1%)	1,583 (34.0%)	9,580 (41.0%)
第12条、第13条関係 (母性健康管理)	1,358 (11.9%)	6 (0.7%)	1,443 (22.4%)	610 (13.1%)	3,417 (14.6%)
第14条関係 (ポジティブ・アクション)	5 (0.0%)	2 (0.2%)	1,111 (17.2%)	211 (4.5%)	1,329 (5.7%)
その他	1,007 (8.8%)	45 (5.5%)	1,013 (15.7%)	668 (14.3%)	2,733 (11.7%)
合計	11,440 (100.0%)	815 (100.0%)	6,455 (100.0%)	4,661 (100.0%)	23,371 (100.0%)

労働者からの相談内容内訳の推移

(平成27年度は、上表の女性労働者と男性労働者の合計)

	25年度	26年度	27年度	(件)
第5条関係 (募集・採用)	206 (1.9%)	196 (1.6%)	136 (1.1%)	
第6条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	235 (2.1%)	246 (2.0%)	214 (1.7%)	
第7条関係 (間接差別)	18 (0.2%)	13 (0.1%)	5 (0.0%)	
第9条関係 (婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	2,090 (18.9%)	2,251 (18.0%)	2,650 (21.6%)	
第11条関係 (セクシュアルハラスメント)	6,183 (55.9%)	7,343 (58.7%)	6,827 (55.7%)	
第12条、第13条関係 (母性健康管理)	1,281 (11.6%)	1,308 (10.5%)	1,364 (11.1%)	
第14条関係 (ポジティブ・アクション)	18 (0.2%)	38 (0.3%)	7 (0.1%)	
その他	1,026 (9.3%)	1,109 (8.9%)	1,052 (8.6%)	
合計	11,057 (100.0%)	12,504 (100.0%)	12,255 (100.0%)	

2 育児・介護休業法関係

(1)相談者別相談内容の内訳(平成27年度)

		女性労働者	男性労働者	事業主	その他	(件)
育児 関係	第5条関係(育児休業)	3,649 (37.3%)	441 (54.6%)	7,485 (37.0%)	3,553 (39.1%)	15,128 (37.9%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	545 (5.6%)	55 (6.8%)	1,654 (8.2%)	628 (6.9%)	2,882 (7.2%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	2,013 (20.6%)	73 (9.0%)	862 (4.3%)	606 (6.7%)	3,554 (8.9%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	417 (4.3%)	29 (3.6%)	1,241 (6.1%)	530 (5.8%)	2,217 (5.6%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	207 (2.1%)	26 (3.2%)	1,112 (5.5%)	413 (4.5%)	1,758 (4.4%)
	第19条関係(深夜業の制限)	298 (3.0%)	13 (1.6%)	1,064 (5.3%)	409 (4.5%)	1,784 (4.5%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1,666 (17.0%)	83 (10.3%)	4,222 (20.9%)	1,799 (19.8%)	7,770 (19.5%)
	第24条第1項(所定労働時間の短縮措置等)	124 (1.3%)	8 (1.0%)	522 (2.6%)	217 (2.4%)	871 (2.2%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	110 (1.1%)	16 (2.0%)	40 (0.2%)	38 (0.4%)	204 (0.5%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	85 (0.9%)	10 (1.2%)	368 (1.8%)	83 (0.9%)	546 (1.4%)
介護 関係	その他	672 (6.9%)	54 (6.7%)	1,645 (8.1%)	818 (9.0%)	3,189 (8.0%)
	小計	9,786 (100.0%)	808 (100.0%)	20,215 (100.0%)	9,094 (100.0%)	39,903 (100.0%)
	第11条関係(介護休業)	500 (48.6%)	210 (47.1%)	2,583 (34.5%)	894 (34.8%)	4,187 (36.3%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	293 (28.5%)	99 (22.2%)	1,428 (19.1%)	441 (17.1%)	2,261 (19.6%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	41 (4.0%)	19 (4.3%)	35 (0.5%)	37 (1.4%)	132 (1.1%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	21 (2.0%)	18 (4.0%)	741 (9.9%)	253 (9.8%)	1,033 (9.0%)
	第20条関係(深夜業の制限)	22 (2.1%)	12 (2.7%)	714 (9.5%)	237 (9.2%)	985 (8.5%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	97 (9.4%)	36 (8.1%)	1,206 (16.1%)	441 (17.1%)	1,780 (15.4%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	6 (0.6%)	2 (0.4%)	111 (1.5%)	34 (1.3%)	153 (1.3%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	4 (0.4%)	13 (2.9%)	3 (0.0%)	7 (0.3%)	27 (0.2%)
職業家庭両立推進者関係	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	8 (0.8%)	7 (1.6%)	183 (2.4%)	37 (1.4%)	235 (2.0%)
	その他	37 (3.6%)	30 (6.7%)	481 (6.4%)	191 (7.4%)	739 (6.4%)
	小計	1,029 (100.0%)	446 (100.0%)	7,485 (100.0%)	2,572 (100.0%)	11,532 (100.0%)
合計		10,815	1,254	27,738	11,671	51,478

労働者からの相談内容内訳の推移

(平成 27 年度は、前ページ表の女性労働者と男性労働者の合計)

(件)

	25年度	26年度	27年度	
育児関係	第5条関係 (育児休業)	3,261 (35.6%)	3,734 (39.1%)	4,090 (38.6%)
	第16条の2、第16条の3関係 (子の看護休暇)	541 (5.9%)	513 (5.4%)	600 (5.7%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、 第20条の2、第23条の2、第52条の4関係 (不利益取扱い)	1,744 (19.1%)	1,718 (18.0%)	2,086 (19.7%)
	第16条の8関係 (所定外労働の制限)	425 (4.6%)	367 (3.8%)	446 (4.2%)
	第17条関係 (時間外労働の制限)	217 (2.4%)	213 (2.2%)	233 (2.2%)
	第19条関係 (深夜業の制限)	283 (3.1%)	271 (2.8%)	311 (2.9%)
	第23条第1項、第23条第2項関係 (所定労働時間の短縮措置等)	1,676 (18.3%)	1,658 (17.3%)	1,749 (16.5%)
	第24条第1項 (所定労働時間の短縮措置等)	98 (1.1%)	127 (1.3%)	132 (1.2%)
	第26条関係 (労働者の配置に関する配慮)	148 (1.6%)	152 (1.6%)	126 (1.2%)
	則第5条第4項から第6項関係 (休業期間等の通知)	87 (1.0%)	82 (0.9%)	95 (0.9%)
介護関係	その他	674 (7.4%)	724 (7.6%)	726 (6.9%)
	小計	9,154 (100.0%)	9,559 (100.0%)	10,594 (100.0%)
	第11条関係 (介護休業)	593 (46.5%)	685 (47.2%)	710 (48.1%)
	第16条の5、第16条6関係 (介護休暇)	316 (24.8%)	369 (25.4%)	392 (26.6%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、 第52条の4関係 (不利益取扱い)	44 (3.5%)	49 (3.4%)	60 (4.1%)
	第18条関係 (時間外労働の制限)	43 (3.4%)	42 (2.9%)	39 (2.6%)
	第20条関係 (深夜業の制限)	35 (2.7%)	52 (3.6%)	34 (2.3%)
	第23条第3項関係 (所定労働時間の短縮措置等)	128 (10.0%)	145 (10.0%)	133 (9.0%)
	第24条第2項関係 (所定労働時間の短縮措置等)	10 (0.8%)	11 (0.8%)	8 (0.5%)
	第26条関係 (労働者の配置に関する配慮)	34 (2.7%)	25 (1.7%)	17 (1.2%)
職業家庭両立推進者	則第5条第4項から第6項関係 (休業期間等の通知)	6 (0.5%)	11 (0.8%)	15 (1.0%)
	その他	66 (5.2%)	61 (4.2%)	67 (4.5%)
	小計	1,275 (100.0%)	1,450 (100.0%)	1,475 (100.0%)
職業家庭両立推進者		1	0	0
合計		10,430	11,009	12,069

(2)労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する相談内容の内訳

		25年度		26年度		27年度		(件)		
		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
育児関係	第5条関係 (育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	962 (21.3%)	893	69	1,081 (23.4%)	998	83	1,132 (21.4%)	1,002	130
	第5条関係 (期間雇用者の育児休業)	394 (8.7%)	388	6	455 (9.9%)	444	11	564 (10.7%)	551	13
	第16条の2、第16条の3関係 (子の看護休暇)	139 (3.1%)	120	19	111 (2.4%)	99	12	153 (2.9%)	138	15
	第10条関係 (育児休業に係る不利益取扱い)	1,354 (30.0%)	1,313	41	1,340 (29.1%)	1,312	28	1,619 (30.6%)	1,558	61
	第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、 第23条の2関係 (育児休業以外に係る不利益取扱い)	344 (7.6%)	330	14	350 (7.6%)	334	16	433 (8.2%)	424	9
	第16条の8関係 (所定外労働の制限)	101 (2.2%)	90	11	87 (1.9%)	78	9	109 (2.1%)	101	8
	第17条関係 (時間外労働の制限)	38 (0.8%)	34	4	36 (0.8%)	29	7	44 (0.8%)	37	7
	第19条関係 (深夜業の制限)	78 (1.7%)	70	8	81 (1.8%)	72	9	97 (1.8%)	96	1
	第23条第1項、第23条第2項関係 (所定労働時間の短縮措置等)	652 (14.4%)	631	21	635 (13.8%)	615	20	704 (13.3%)	680	24
	第24条第1項 (所定労働時間の短縮措置等)	28 (0.6%)	28	0	40 (0.9%)	37	3	39 (0.7%)	37	2
	第26条関係 (労働者の配置に関する配慮)	148 (3.3%)	137	11	152 (3.3%)	144	8	126 (2.4%)	110	16
介護関係	第52条の4関係 (紛争解決援助制度に係る不利益取扱い)	46 (1.0%)	46	0	28 (0.6%)	27	1	34 (0.6%)	31	3
	則第5条第4項から第6項関係 (休業期間等の通知)	20 (0.4%)	19	1	18 (0.4%)	17	1	21 (0.4%)	17	4
	その他	215 (4.8%)	201	14	198 (4.3%)	184	14	208 (3.9%)	197	11
	小計	4,519 (100.0%)	4,300	219	4,612 (100.0%)	4,390	222	5,283 (100.0%)	4,979	304
	第11条関係(介護休業 (期間雇用者の休業関係を除く))	163 (39.3%)	118	45	164 (38.7%)	112	52	200 (43.9%)	151	49
	第11条関係 (期間雇用者の介護休業)	13 (3.1%)	13	0	24 (5.7%)	16	8	21 (4.6%)	12	9
	第16条の5、第16条6関係 (介護休暇)	89 (21.4%)	66	23	78 (18.4%)	47	31	95 (20.8%)	77	18
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、 第23条の2関係 (不利益取扱い)	44 (10.6%)	38	6	48 (11.3%)	38	10	60 (13.2%)	41	19
	第18条関係 (時間外労働の制限)	5 (1.2%)	4	1	12 (2.8%)	7	5	7 (1.5%)	5	2
	第20条関係 (深夜業の制限)	6 (1.4%)	6	0	21 (5.0%)	15	6	7 (1.5%)	6	1
	第23条第3項関係 (所定労働時間の短縮措置等)	38 (9.2%)	30	8	35 (8.3%)	24	11	30 (6.6%)	22	8
	第24条第2項関係 (所定労働時間の短縮措置等)	2 (0.5%)	1	1	3 (0.7%)	2	1	1 (0.2%)	1	0
	第26条関係 (労働者の配置に関する配慮)	34 (8.2%)	13	21	25 (5.9%)	15	10	17 (3.7%)	4	13
	第52条の4関係 (紛争解決援助制度に係る不利益取扱い)	0 (0.0%)	0	0	1 (0.2%)	1	0	0 (0.0%)	0	0
	則第5条第4項から第6項関係 (休業期間等の通知)	0 (0.0%)	0	0	3 (0.7%)	2	1	2 (0.4%)	1	1
	その他	21 (5.1%)	14	7	10 (2.4%)	5	5	16 (3.5%)	12	4
	小計	415 (100.0%)	303	112	424 (100.0%)	284	140	456 (100.0%)	332	124
合計		4,934	4,603	331	5,036	4,674	362	5,739	5,311	428

3 パートタイム労働法関係

相談者別相談内容の内訳(平成 27 年度)

(件)

	短時間労働者(※)	事業主	その他	合計
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	247 (12.1%)	1,131 (22.0%)	367 (16.9%)	1,745 (18.6%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	12 (0.6%)	71 (1.4%)	20 (0.9%)	103 (1.1%)
第8条関係 (短時間労働者の待遇の原則)	39 (1.9%)	147 (2.9%)	57 (2.6%)	243 (2.6%)
第9条関係 (差別の取扱いの禁止)	163 (8.0%)	410 (8.0%)	181 (8.3%)	754 (8.1%)
第10条関係 (賃金の均衡待遇)	150 (7.3%)	233 (4.5%)	120 (5.5%)	503 (5.4%)
第11条関係 (教育訓練)	47 (2.3%)	100 (1.9%)	34 (1.6%)	181 (1.9%)
第12条関係 (福利厚生施設)	37 (1.8%)	101 (2.0%)	39 (1.8%)	177 (1.9%)
第13条関係 (通常の労働者への転換)	162 (7.9%)	472 (9.2%)	239 (11.0%)	873 (9.3%)
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)	159 (7.8%)	560 (10.9%)	161 (7.4%)	880 (9.4%)
第14条第2項関係 (待遇に関する説明)	193 (9.4%)	149 (2.9%)	109 (5.0%)	451 (4.8%)
第15条関係 (指針)	150 (7.3%)	292 (5.7%)	195 (9.0%)	637 (6.8%)
第16条関係 (相談のための体制の整備)	213 (10.4%)	781 (15.2%)	201 (9.3%)	1,195 (12.8%)
第17条関係 (短時間雇用管理者)	12 (0.6%)	113 (2.2%)	31 (1.4%)	156 (1.7%)
その他 (年休、解雇、社会保険等)	460 (22.5%)	585 (11.4%)	418 (19.2%)	1,463 (15.6%)
合計	2,044 (100.0%)	5,145 (100.0%)	2,172 (100.0%)	9,361 (100.0%)

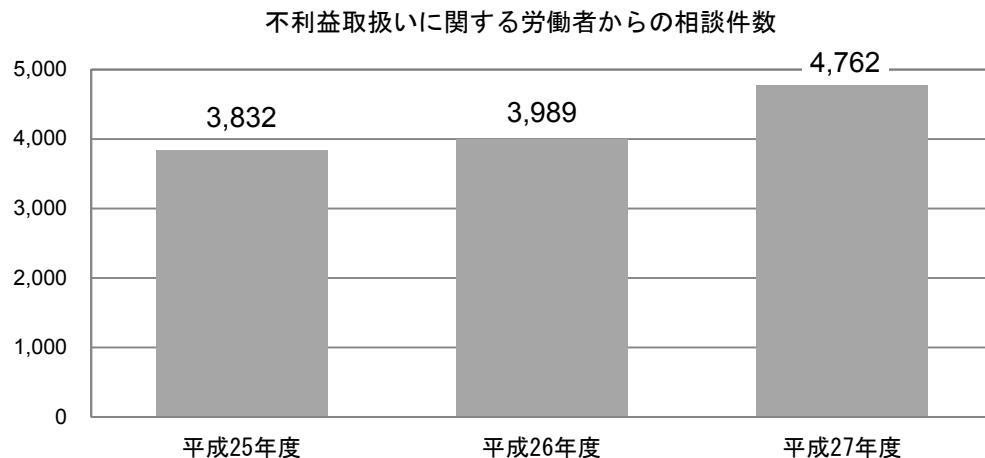
(※)短時間労働者からの相談内容の内訳の推移

(件)

	25年度	26年度	27年度
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	238 (19.1%)	170 (10.8%)	247 (12.1%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	10 (0.8%)	9 (0.6%)	12 (0.6%)
第8条関係 (短時間労働者の待遇の原則)			39 (1.9%)
第9条関係 (差別の取扱いの禁止) (旧第8条)	60 (4.8%)	112 (7.1%)	163 (8.0%)
第10条関係 (賃金の均衡待遇) (旧第9条)	104 (8.3%)	125 (8.0%)	150 (7.3%)
第11条関係 (教育訓練) (旧第10条)	14 (1.1%)	35 (2.2%)	47 (2.3%)
第12条関係 (福利厚生施設) (旧第11条)	15 (1.2%)	21 (1.3%)	37 (1.8%)
第13条関係 (通常の労働者への転換) (旧第12条)	162 (13.0%)	127 (8.1%)	162 (7.9%)
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)			159 (7.8%)
第14条第2項関係 (待遇に関する説明) (旧第13条)	138 (11.1%)	173 (11.0%)	193 (9.4%)
第15条関係 (指針) (旧第14条)	98 (7.9%)	137 (8.7%)	150 (7.3%)
第16条関係 (相談のための体制の整備)			213 (10.4%)
第17条関係 (短時間雇用管理者) (旧第15条)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	12 (0.6%)
その他 (年休、解雇、社会保険等)	406 (32.6%)	663 (42.2%)	460 (22.5%)
合計	1,247 (100.0%)	1,572 (100.0%)	2,044 (100.0%)

※注 ()内の旧条項は、平成 25・26 年度における改正前のパートタイム労働法の条項を指す。

4 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い 労働者からの相談件数推移



労働者からの相談内容内訳の推移

	(件)		
	25年度	26年度	27年度
男女雇用機会均等法第9条関係 (婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	2,090 (54.5%)	2,251 (56.4%)	2,650 (55.6%)
育児・介護休業法第10条関係 (育児休業に係る不利益取扱い)	1,354 (35.3%)	1,340 (33.6%)	1,619 (34.0%)
育児・介護休業法第16条の4、第16条の9、第18条の 2、第20条の2、第23条の2関係 (育児休業以外に係る不利益取扱い)	344 (9.0%)	350 (8.8%)	433 (9.1%)
育児・介護休業法第16条、第16条の7、第18条の2、第 20条の2、第23条の2関係 (介護休業等に係る不利益取扱い)	44 (1.1%)	48 (1.2%)	60 (1.3%)
合計	3,832	3,989	4,762